

# 平成31年度事業計画

## 第1 基本方針

福島県内の人口は、総人口・生産年齢人口が減少し、高齢者が増加している。高齢化率は31.0%（平成31年1月1日現在、福島県発表）となり、さらに高まる傾向を示している。

県内雇用失業情勢は、高水準の有効求人倍率（平成30年12月は1.52倍、福島労働局発表）が長期間続いており、あらゆる産業で人手不足となっている。

一方、ハローワークへの65歳以上の高齢求職者数は増加し、就職者数も増加している（平成30年11月30日福島労働局作成、福島の雇用レポートより）等、65歳を過ぎても働きたいと願う高齢者が多くなっている。

平成30年12月28日には労働施策基本方針が閣議決定され、「多様な人材の活躍促進」として「シルバー人材センター（以下「センター」という。）による就業支援の強化等を通じて、高齢者の多様な就業機会を提供する。」ということが明記され、シルバー人材センター事業（以下「シルバー事業」という。）への期待が示されている。

当連合会は、こうした社会情勢の変化、高齢者の就業意欲の高まりを受け、シルバー事業が各方面からの期待に応えることができるよう、総力を挙げて事業を展開する。

特に、センター会員の拡大を最重点とし、併せて就業機会の確保・拡大、地域貢献にも重点的に取り組むものとし、ひいてはシルバー事業の発展を目指すものとする。

また、地元地方自治体、事業主団体、就労支援機関等の関係機関との連携を強化し、各地域の実情を踏まえた事業展開に努める。

さらに、安全就業、適正就業、適正な会計財務処理については、シルバー事業運営上の基本であることから、その徹底にも努める。

## 第2 事業目標

平成31年度の事業目標については、当連合会の「中・長期計画」を基本とし、次の通りとする。

◎会員数	13,228人	（平成31年1月末現在	12,552人）	
◎就業延人員	118万人日	（平成31年1月末現在	97.3万人日）	
	（うち派遣事業	13万人日	（平成31年1月末現在	10.5万人日）
◎受注件数	6.6万件	（平成31年1月末現在	5.9万件）	
◎契約金額	60億円	（平成31年1月末現在	49億円）	

### 第3 事業実施計画

#### 1 シルバー事業の機能強化

##### (1) 会員拡大と就業機会確保・提供

シルバー事業は、働くことを希望する高齢者に就業の機会を提供することが主な役割である。加えて、高齢者の生き方の充実、地域社会の活性化に寄与する等の重要な役割も担っている。

このため、会員拡大に積極的に取り組むことにより、シルバー事業の機能強化に努める

また、高齢者の就業ニーズが多様化していることから、この多様化を踏まえた会員拡大及び就業機会の確保・提供にも努める。

このため、従来からの請負の職域を基本としつつ、全国的に人手不足となっている分野や育児・介護等の現役世代を支える分野、さらには地域で人手不足となっている分野における就業機会の確保・拡大に積極的に取り組み、シルバー事業の機能強化に努める。

##### (2) 事業展開の方針

第2の平成31年度の事業目標を達成するため、会員拡大を最重点とし、就業機会確保・提供、地域貢献を重点とした事業を展開し、併せて安全就業、適正就業、適正な会計財務処理はシルバー事業運営上の基本であるとして、事業を展開する。

#### 2 会員拡大事業

##### (1) 会員拡大の重要性

シルバー事業の主な役割は上記1の(1)のとおりである。

また、地域社会や経済を支える人材として、高齢者の就業に期待が寄せられていること、及び働くことを希望する高齢者が増加していること、これらから「会員数」は、シルバー事業がこれらの期待に応えているかどうかの指標であり、ひいてはシルバー事業の存在意義、社会的評価に繋がるものであることから、「会員拡大」を最重点事項として取り組むこととなる。

##### (2) 会員拡大取組みに係る基本方針

###### ① 組織的取組み

会員拡大という組織目標を明確にし、役職員・会員が前向きに取り組むことへの理解と意識が一致していることを確認しながら、組織的に取り組む。

###### ② 様々な活動への取組み

ア シルバー事業の現状分析を踏まえ、60歳代後半及び70歳代前半、女性、企業退職者などを中心に入会促進に取り組む。

イ また、講習会開催の活用等も含め、様々な創意工夫により、多様な就業ニーズを持つ多くの人材が会員となるよう努める。

ウ 特に、福祉・家事援助サービス等事業を通じた女性会員の増加を目指す。

③ 退会抑制への取組み

入会後の適切な就業相談による就業機会提供、長期末就業者への就業支援により、退会抑制に努める。

④ 会員増加事例の共有化

「PDCA サイクルによる目標管理」等により会員拡大に効果のある事例の情報収集により、センター間共有化に努める。

⑤ イメージの転換と、広報の積極的展開

シルバー事業の実態が、地域社会に正しく理解されるよう普及啓発に努める。

特に、「シルバー事業の魅力」「今までの働き方とは異なる働き方のあること」を伝え、「会員であることを誇りに思える」ようなイメージ作りに努める。

(3) 受託事業の活用

① 事業受託に係る基本方針

国・県等から、次を内容とする事業等（下記②～⑥）の受託に努め、事業の円滑な実施により会員拡大に資する。

- a. 周知・広報、就業体験、技能講習を内容とする事業
- b. マッチングを内容とする事業
- c. その他会員拡大に資するものを内容とする事業

② 高齢者活躍人材確保育成事業の活用

ア 本事業は、平成 31 年度から大幅に見直しがされ、従来の「技能講習」事業から、「周知・広報」「就業体験」「技能講習」事業となる。

イ 今回の見直しの趣旨は、「会員を増やす事業」に立ち返るためのものであり、その手段として「技能講習」のほか、「周知・広報」「就業体験」を行う事業とされている。

ウ なお、事業の対象者は、「現にシルバーの会員でない高齢者」と「シルバーの会員が希望する分野の仕事の発注が見込まれる（その分野でシルバーを利用したことがないこと）企業とされていることに留意し、各センターと連携を図りつつ、本事業を「会員拡大」のための事業として活用する。

③ 高齢者就業拡大支援事業の活用

ア 本事業は、人材を掘り起しと企業ニーズを把握しつつ、講習や職場環境改善を図ることにより就業支援を行うものである。

イ 受託した場合は、各センターとの連携を強化し、円滑な事業運営に努め、「会員拡大」のための事業として活用する。

④ 高齢者就職・スキルアップ就職促進事業の活用

ア 本事業は、技能講習や職場体験・職場見学等により、再就職を支援する

ものであり、再就職先には、シルバー派遣事業も該当する  
イ 受託した場合は、ハローワークとの連携を強化し、円滑な事業運営に努め、「会員拡大」のための事業としても活用する。

⑤ 生涯現役地域連携事業の活用

ア 本事業は、地域が一丸となった雇用・就業に向けた取組みにより、高齢者の多様な雇用・就業機会創出を支援するものである。  
イ 本事業は、自治体を基本に、高齢者の就業に関する機関で構成する協議会を設立し各種支援事業を行うことになる。  
ウ このため、福島県を単位とする協議会が設立され、事業が受託される場合は、本事業が「会員拡大」に役立つものともなるよう、積極的に参画する。

⑥ その他事業の活用

ア 高齢者の就業に必要な施策については、センターと連携し、当該施策への取り組みを国・県へ要望する。  
イ 国・県等で、上記①の基本方針に合致する事業がある場合は、受託に向け積極的に取り組み、「会員拡大」のための事業として活用する。

(4) 賛助会員の拡大

ア センター設置市町村のうち、賛助会員としての未加入市町村には、引き続き加入勧奨をし、その拡大に努める。  
イ 賛助会員には、「会員拡大」に役立つようなシルバー事業に係る情報提供を行う。

### 3 就業機会確保・拡大事業

(1) 会員の平均年齢・入会期間を考慮した就業機会の確保

ア 県内センター会員の平均年齢等は次のとおり(平成29年度全シ協統計より)。

会員の平均年齢	71.7 歳
入会時平均年齢	67.8 歳
退会時平均年齢	74.1 歳
平均会員期間	6.3 年

イ 高齢に伴う、知識や経験、体力等、各個人の持つ意欲と能力にはその差が大きくなり、就業ニーズが多様化する。

このため、会員の平均年齢や平均会員期間を考慮し、(2)から(4)による多様な就業機会を確保し、提供に努める。

(2) 公共機関及び民間事業所、家庭等における就業機会の確保

次により就業機会を確保し提供する。

ア 県・市町村との随意契約、指定管理者制度の活用  
イ センター役職員及び会員による1人1仕事開拓活動

- ウ 地域のニーズに応じた就業開拓
- エ 既存発注先事業所等のシルバー事業活用満足度把握

(3) 国・県の支援事業を活用した就業機会の確保

- ① 高齢者活用・現役世代雇用サポート事業
  - ア 本事業は、高齢者による人手不足分野や現役世代を支える分野での就業を促進する事業に係る補助金制度である。
  - イ この事業を活用し、これらの分野での「就業機会確保・提供」に努める。
- ② 受託事業
  - ア 国・県等からの受託事業については、第3の2の(3)のとおりである。
  - イ これらの事業を受託することにより、「会員拡大」とともに「就業機会確保・提供」に努める。

(4) 従来からの事業充実による就業機会の確保

- ① 多様な就業ニーズに対応した就業機会の確保
  - ア シルバー派遣事業
    - (ア) 指揮命令を受け就業する雇用形態での就業を希望する高齢者に、シルバー派遣事業による就業の機会を提供する。
    - (イ) シルバー派遣事業の運営を円滑に行うため、次の措置を講ずる。
      - a. 連合会とセンターとの業務分担の個別対応措置の活用
      - b. 「シルバー派遣事業担当者会議」の開催
      - c. 就業開拓等による新たな就業機会の提供
      - d. 派遣会員へのキャリアアップ措置
      - e. 本事業届出済で未取扱いセンター、及び未届出センターの解消
      - f. 適正就業ガイドラインに留意した適正就業の確立
      - g. その他
    - (ウ) 業務の就業時間拡大の特例措置活用推進
      - この措置は、人手不足産業からの期待に応え、高まる高齢者の就業意欲に応えるため、高齢法39条に設けられたもので、福島県知事指定により実施が可能となる制度である。
      - 日頃からの発注者ニーズ及び会員ニーズの把握により、県知事指定への要望を拡大し、指定後はマッチングに積極的に取り組み、制度の有効活用を図る。
- イ 有料職業紹介事業
  - 指揮命令を受けて就業する雇用形態での就業を希望する高齢者に、職業紹介により就業の機会を提供するため、次の措置を講じる。
    - a. 本事業届出済で未取扱いセンター、及び未届出センターの解消
    - b. 適正就業ガイドラインに留意した適正就業の確立
    - c. 新たな就業機会の確保、特に短期間就業への活用

## ② 地域に役立つ請負・委任業務による就業機会の確保

### ア 空き家管理対策事業

- (ア) センターが地方自治体と連携し、空き家の管理業務を実施することは、高齢者の就業機会の確保と、良好な生活環境の保全及び安心できるまちづくりに寄与するものとなる。
- (イ) また、この事業を実施することにより、新たな就業機会が確保されるものであり、新規入会の動機付けともなることが期待される。
- (ウ) このため、多くのセンターでこの業務を取扱えるよう、課題の把握、対応事例の情報収集・提供等を行い、空き家管理対策業務に係る取組みを強化する。
- (エ) また、多くのセンターで取扱うようになった場合は、この業務の広域的な周知広報により、本業務の一層の就業機会拡大を図る。

### イ 福祉・家事援助サービス事業

- (ア) 少子高齢化が進展する中であって、センターが実施している生活支援サービスは、今後ますます増加するものと予測される。
- (イ) しかし、サービスを提供する会員の高齢化、利用者から求められる質の高いサービス、介護・育児支援に係る地域ニーズ等、対応すべき諸課題もある。
- (ウ) このため、次の取組みを推進し、各センターにおける同サービスでの就業機会拡大及び会員拡大、さらに会員の資質向上等により、一層のサービス向上に努める。
  - a. 全シ協作成「福祉・家事援助サービスの手引」の活用
  - b. 「福祉・家事援助サービス等事業検討委員会」による事業拡大のための調査・研究・提案
  - c. 担当者を対象とする「福祉・家事援助サービス担当者会議」開催
  - d. 各センターが抱える課題の把握と対応への検討
  - e. 福祉家事援助サービス従事者の養成
  - f. その他

### ウ 介護予防・日常生活支援総合事業（新総合事業）

- (ア) 市町村が主体となって実施する、介護保険法に基づく新総合事業参入センターの事業実施に伴う課題等を把握しながら、支援に努める。
- (イ) また、未参入のセンターにおいても、上記イの福祉・家事援助サービス事業による実績を重ね、今後の参入機会を窺いながら、本事業受託団体となるよう支援する。
- (ウ) なお、本事業の推進にあたっては、全シ協作成「介護予防・日常生活支援総合事業参入の手引き」を活用する。

### エ 放課後児童クラブ事業

- (ア) 平成 30 年 11 月 19 日の規制改革推進会議で、「待機児童が存在する市町村において、小学校の余裕教室がある場合は、放課後児童クラブへの

転用を図り、その担い手としての多様な人材の中に、センター会員が支援員及び補助員として就業する機会が増えるよう」、答申がまとめられており、厚生労働省は全シ協に通知することとされている。

(イ) この通知を受け、この事業を担える会員の確保、及び主な実施主体である市町村に働きかけ、本事業での就業機会拡大に努める。

③ 人手不足分野での就業機会の確保

福島県内のあらゆる産業で人手不足となっていることを踏まえ、特に次の分野の団体等と情報交換・連携強化を図り、就業機会の確保・拡大に努める。

なお、必要な場合は、調査・会議等も開催する。

- a. 介護周辺・育児支援業務分野
- b. 小売・旅館業業務分野
- c. 農業支援業務分野
- d. その他人手不足分野

④ センター独自事業実施による就業機会の確保

(ア) センターの独自事業は、会員の働く機会を広げるため、会員が独自の創意と工夫により企画し、自ら実施しているものである。

(イ) この事業は、高齢者の就業にふさわしく、地域社会に貢献し、就業を通じて社会に参加し、生きがいや喜びにつながるものが多い。

(ウ) また、センターのイメージを高めるなどの効果もある。

(エ) このため、独自事業のさらなる拡大を目指し、独自事業への就業体験の場を拡大する等により、会員と就業機会の確保に努める。

## 4 安全・適正就業対策事業

### (1) 安全就業関係

#### ① 安全就業基本対策の徹底

安全就業はシルバー事業運営の基本である。就業中及び途上における会員の安全確保、損害賠償事故の未然防止には一層の配慮をし、安全就業基本対策の徹底のほか、次の措置により事故の根絶を図る。

- a. 安全就業管理体制の整備
- b. 事故状況の把握と分析等による事故の再発防止措置の徹底
- c. 安全・健康管理のための講習会等開催
- d. 安全意識の普及啓発のための活動
- e. 安全・適正就業推進大会の開催
- f. シルバー派遣運転業務に係る安全就業基準実施の徹底、適性診断実施
- g. その他安全就業のための推進活動

#### ② 安全就業推進表彰

ア 安全就業実践センター努力賞

安全就業実践に組織的・計画的に取り組む、その努力が認められるセンターで「安全就業推進表彰要綱」の選考基準を満たすセンターを、「安全就業実践センター努力賞」の対象として表彰する。

イ 安全標語優秀賞・佳作賞

安全就業を広く周知し、喚起するための安全標語を募集し、応募作品の中から「安全標語優秀賞」「安全標語佳作賞」を選出し表彰する。

(2) 適正就業関係

適正就業によるシルバー事業運営は、公益団体であるセンターの信頼性保持に欠くことのできないものである。また、適正就業ガイドラインに沿った業務運営は、強い決意をもって進めることが極めて重要ともされている。

このため次を実施し、適正就業の確立を図る。

- a. 適正就業管理体制の整備
- b. 適正就業のための意識の高揚に係る事業の実施
- c. 「適正就業ガイドライン」の履行徹底
- d. 適正就業のための訪問指導
- e. 適正就業のためのセンター役員・会員等研修会の実施
- f. その他適正就業確立のための活動

**5 交流研修事業**

役・職員の資質向上を図るため、次の会議・研修等を開催する。

- a. 理事長会議
- b. 理事長等役員・事務局長研修
- c. 事務局長会議
- d. 経理・業務別職員会議・研修
  - (a) 経理担当者会議
  - (b) 業務担当者研修
  - (c) シルバー派遣事業業務担当者会議
  - (d) 福祉・家事援助サービス担当者会議
  - (e) 安全・適正就業研修
- e. その他必要な会議・研修

**6 普及啓発活動事業**

シルバー事業では、高齢者に多様な形態による就業機会を提供し、生きがいの創出、及び地域社会に役立つ様々な取り組みがなされているが、このようなシルバー事業活動の実態が理解されることにより、入会及び仕事の発注が促されるよう普及啓発に努める。

- ア 自治体広報誌、新聞、テレビ等による周知・広報
- イ セミナー等説明会開催による周知
- ウ 県民、会員及びマスコミ等への情報提供
  - ・ 就業開拓、会員増強のための広報用資料の作成、配布

- ・ 普及啓発用ポスター、リーフレット等の作成、配布
- エ 10月15日のシルバーの日を中心とした普及啓発月間の設定と取組み
- オ ホームページの積極的な運用による情報発信
- カ 会員、賛助会員等へのシルバー事業に係る活動状況の情報提供
- キ 全シ協が編集に関わる月刊誌等の配布
- ク その他必要な情報収集と提供

## 7 調査研究事業

シルバー事業の改善、向上に資するために、次の事業を実施する。

- ア シルバー事業実績の収集と活用
- イ シルバー事業の好事例の収集と周知
- ウ シルバー事業に対する地域ニーズの収集と活用
- エ シルバー事業に係る新たな施策の研究
- オ 調査研究結果の関係機関への配布

## 8 指導相談事業

センターの事業運営が、自主、自立的な取り組みであることを基本に、公益的団体としてシルバー事業を円滑かつ適正・効果的に推進できるよう、次による指導・援助を行う。

- ア 全シ協、福島労働局、福島県等との連携による指導、援助
- イ 県内ブロック協議会等での集団指導、援助
- ウ 全シ協からの委託による個別指導、援助
- エ 応接、電話、訪問等による個別指導、援助
- オ その他必要により専門家の支援を得ての指導相談

## 9 シルバー人材センターの設置促進事業

県内すべての高年齢者に、就業を通じての福祉の増進を図るため、次の支援を行う。

- a. センターが未設置である町村を解消するためのセンター設置
- b. 事務局機能の充実のための、既存センターの広域化・法人組織化

## 第4 法人管理事業

### 1 法人運営及び会計財務の改善

事務事業を精査し、一層の経費節減に努め、法人運営の改善を図るとともに、20年度会計基準に基づく適正な会計財務処理に努める。

### 2 諸会議の開催

当連合会の維持運営及び事業運営の執行に関する必要な会議を、次のとおり開催する。

- |       |     |
|-------|-----|
| 定時総会  | 年1回 |
| 定例理事会 | 年3回 |